

開発行為等に関連する水道施設等整備要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市水道事業の給水区域において開発行為等を行う者が、当該開発行為等に伴い水道施設等を施設する場合の水道施設整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為等 都市計画法第29条に規定する許可を受けた開発行為及び土地区画整理法第3条第1項、第2項又は第3項に規定される土地区画整理事業をいう。

(2) 水道施設等

ア 開発区域において水道部に配水管として譲渡することを前提として埋設される給水管及びその付属設備をいう。

イ 開発区域に引き込まれる給水管にあってその呼び径（給水方式が受水槽式の場合にあっては受水槽の流入管及び流出管の口径を含む）が50mm以上のものをいう。

ウ 上記ア及びイ以外の事業で、水道事業管理者が特に必要と認めるものをいう。

(適用の範囲)

第3条 この要領は、吹田市水道事業の給水区域内で実施される開発行為等について適用する。

(事前協議)

第4条 開発行為者は、その実施する開発行為等における水道施設等整備について、別に定める書類を添えて、あらかじめ事前協議申請書を吹田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出したうえで協議しなければならない。

2 前項において、管理者は、水道施設等整備の可否、施設する条件等について適当と認めるときは、開発行為者に事前協議回答書を交付する。

3 開発行為者は、事前協議の内容に変更が生じた場合は、管理者に事前協議（変更）申請書を提出しなければならない。また、開発行為等が中止（廃止）された場合は、開発行為者は、管理者に事前協議（中止・廃止）届出書を速やかに提出しなければならない。

(計画)

第5条 水道施設等整備の計画は、吹田市水道条例、吹田市水道条例施行規程、給水装置工事施行指針、及びその他の関係法令に基づくものとし、必要な事項については事前に関係機関と協議しておくこと。

(実施)

第6条 開発行為者は、水道施設等整備の実施にあたり、吹田市水道条例第8条に基づき、あらかじめ管理者に給水装置工事を申込みその承認を得なければならない。また、給水装置工事の申込みについては、事前協議の内容によるものとする。

(譲渡)

第7条 開発行為者は、給水施設の譲渡に関する取扱い要領に基づき譲渡を行う場合は、あらかじめ管理者にその旨を申し出て、審査を受けなければならない。

(瑕疵)

第8条 開発行為者は、前条に規定する譲渡を行った後、1年以内に開発行為者、又は指定給水装置工事事業者の責めに帰すべき事由による瑕疵が明らかになったときは、当該瑕疵に係る補修を行う責務を有する。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合はこの限りではない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。